

兵庫県公報

平成25年6月28日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	2
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年6月28日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第8号

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「同条第2項各号」を「第2項各号」に改める。

附則第4項及び第7項中「平成25年3月1日から同年12月31日まで」を「平成25年3月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成26年1月1日から同年12月31日まで」を「同年4月1日から平成27年3月31日まで」に改める。

附則第10項から第14項までを削る。

附則第15項を附則第10項とする。

附則第16項を削る。

附則第17項を附則第11項とし、附則第18項を附則第12項とし、附則第19項を附則第13項とする。

附則第20項中「及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成19年兵庫県病院局管理規程第5号）附則第4項及び第5項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第21項を削る。

附則第22項を附則第15項とする。

附則第23項から第38項までを削る。

附則第39項中「平成25年1月1日」を「平成25年7月1日」に、「附則第18項」を「附則第12項」に、「100分の2.8」を「100分の7.7」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第40項中「附則第18項」を「附則第12項」に、「附則第19項」を「附則第13項」に、「附則第39項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第41項を附則第18項とする。

附則第42項中「附則第41項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則に次の3項を加える。

(給料月額の特例)

20 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における附則第11項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「100分の7」とあり、及び同項第2号中「100分の6」とあるのは「100分の9.7」と、同項第3号中「100分の4」とあり、同項第4号中「100分の2.8」とあるのは「100分の7.7」と、同項第5号中「100分の2.5」とあるのは「100分の4.7」とする。

21 前項の規定により附則第11項の規定を読み替えて適用する場合における附則第12項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第20項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(地域手当の特例)

22 平成25年7月1日から平成27年3月31日までの間における職員の地域手当に係る第9条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合に100分の2を加算した割合」と、同条第4項中「第2項各号に定める割合」とあるのは「第2項各号に定める割合に100分の2を加算した割合」とする。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成18年兵庫県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成25年3月1日から同年12月31日まで」を「平成25年3月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成26年1月1日から同年12月31日まで」を「同年4月1日から平成27年3月31日まで」に改める。

附 則

この管理規程は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第1条中病院事業職員の給与に関する規程附則第4項及び第7項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「。以下「旧規則」という。」を削る。

附則第3項から第14項までを削る。

附則第15項を附則第3項とする。

附則第16項を削る。

附則第17項中「条例附則第28項」を「条例附則第3条第2項」に、「条例附則第49項」を「条例附則第8条第2項」に、「条例附則第27項」を「条例附則第3条第1項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第18項から第25項までを削る。

附則第26項中「条例附則第50項」を「条例附則第7条第1項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第27項を削る。

附則に次の1項を加える。

(地域手当の特例)

6 条例附則第9条の規定により条例第16条の2第2項及び条例第16条の4第1項の規定を読み替えて適用する場合における第22条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、別表第17備考2中「100分の8」とあるのは「100分の8に、甲地以外の地域の支給割合は当該地域の支給割合に100分の2を加算した割合」とし、同条第4項各号中「条例第16条の2第2項各号に定める割合」とあるのは、「条例第16

条の2第2項各号に定める割合に100分の2を加算した割合」とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「。以下「旧規則」という。」を削る。

附則第3項から第13項までを削る。

附則第14項を附則第3項とする。

附則第15項を削る。

附則第16項中「条例附則第27項」を「条例附則第3条第2項」に、「条例附則第45項」を「条例附則第7条第2項」に、「条例附則第26項」を「条例附則第3条第1項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第17項から第24項までを削る。

附則第25項中「条例附則第46項」を「条例附則第6条第1項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第26項を削る。

附則に次の1項を加える。

(地域手当の特例)

6 条例附則第8条の規定により条例第18条の2第2項及び条例第18条の3第1項の規定を読み替えて適用する場合における第21条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、別表第16備考2中「100分の8」とあるのは「100分の8に、甲地以外の地域の支給割合は当該地域の支給割合に100分の2を加算した割合」とし、同条第4項各号中「条例第18条の2第2項各号に定める割合」とあるのは、「条例第18条の2第2項各号に定める割合に100分の2を加算した割合」とする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「条例附則第50項」を「条例附則第7条第1項」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「条例附則第46項」を「条例附則第6条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。